令和９年度に向けた

県の予算及び施策に関する

重要事項要望書



徳島市

Tokushima City

日ごろは徳島市政の推進につきまして、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、徳島市を取り巻く社会情勢は、少子高齢化や若年層の都市部への流出による人口減少、中心市街地の空洞化、南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害リスクなど大きく変化しております。

こうした中、徳島市では総合計画に掲げる「安心して暮らせる強靱なまちづくり」「将来にわたって持続可能なまちづくり」「多様な幸せを実現できるまちづくり」の３つの基本理念のもと、今年度は『守る』をテーマに、「防災対策」・「子ども子育て支援」・「健康づくり」・「環境保全」など市民の暮らしを守る施策を中心に、阿波おどりや眉山など守るべき独自の文化や歴史を活用した、魅力あるまちを創出するための施策に重点を置き取り組んでおります。

しかしながら、徳島市が抱える課題に迅速に対応し、市民が住み慣れた地域で安全・安心な暮らしを続けていくには、徳島市自らの努力に加え、貴職の一層のご支援・ご協力が必要不可欠でございます。

つきましては、令和９年度の予算編成及び施策の決定に際し、このたび要望いたします重要事項について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年 11 月

徳島県知事　後藤田　正純　殿

徳島市長　遠藤　彰良

令和９年度に向けた
県の予算及び施策に関する重要要望事項

目次

県主幹部局	要　望　事　項	頁
生活環境部 農林水産部	食肉センター事業への支援について	1
農林水産部	中央卸売市場再整備への支援について	3
県土整備部	高規格道路網等の整備促進について	5
県土整備部	県施行による一般道路事業の推進について	7
県土整備部	県管理河川の治水及び地震・津波対策の促進について	9
教育委員会	小中学校運営にかかる予算措置の拡充等について	11
教育委員会	不登校児童生徒等への支援について	15
保健福祉部	障害児通所給付費等及び障害者自立支援給付費等県負担金の返還金に関する取扱いの見直しについて	17

食肉センター事業への支援について

＜県主管部局：生活環境部、農林水産部＞

【要望の趣旨】

施設・設備の老朽化や処理頭数の減少、求められる衛生基準への対応等、多くの課題を抱えている本市食肉センターの整備・運営等に対する支援について要望するもの。

現　況

○当センターは**県内で と畜される牛の約７０％**を処理しており、**県域の基幹的な流通拠点施設**である。
○とくしまブランドを含む**県内産畜産物のサプライチェーンにおいて重要な役割**を担っている。
○改築後３７年が経過しており、**設備の老朽化が著しい。**
○現状の規模では国による改築への支援等を**受けられない。**



食肉センター

課　題

●**設備更新等**による**多額の費用**は本市の**財政上大きな負担**となっている。
●現施設では、**消費者に求められる衛生基準**やとくしま畜産成長戦略に沿った**輸出への対応ができていない。**

市単独での運営継続が困難

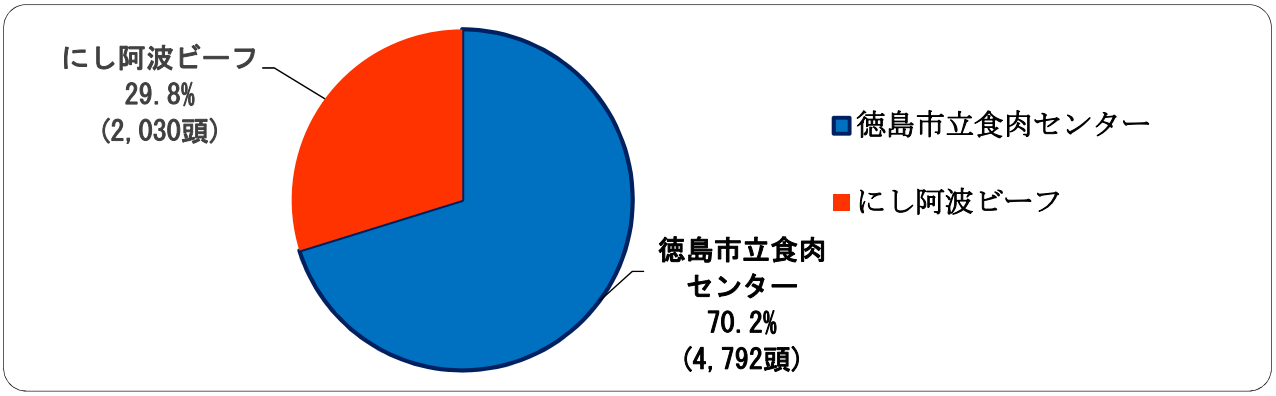
安全・安心な食肉の安定供給を実現し、県下の関連産業を持続的に発展させるために必要不可欠な施設であるが、本市単独で食肉センターが県域での食肉流通を担い続けることには限界がある

具体的要望内容

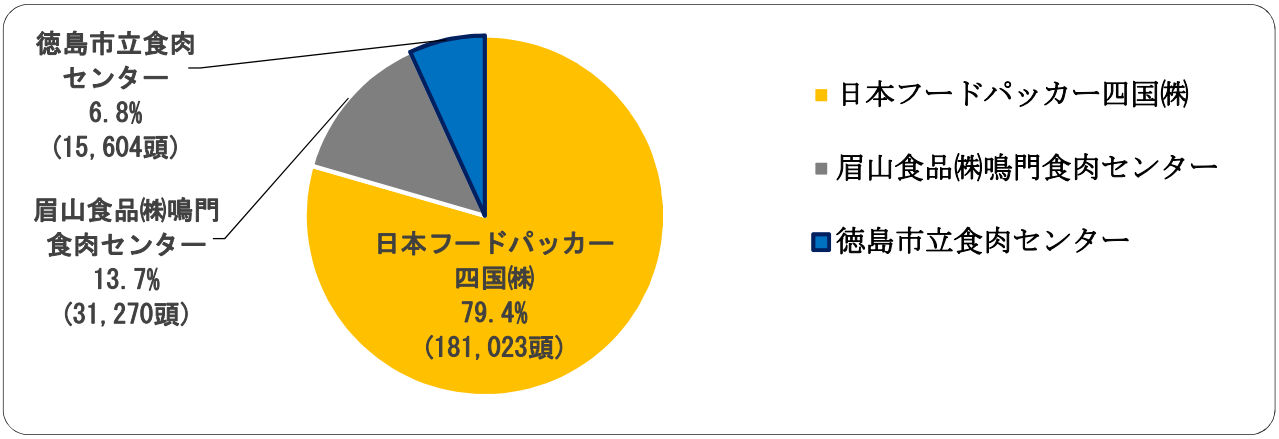
徳島県民への安全・安心な食肉の安定供給のため、と畜場等衛生確保対策事業補助制度の継続及び、衛生対策経費の増に伴う補助限度額の引き上げ※注、また**老朽化が著しい現施設から新施設への整備**について、県市協調でのご協力をお願いいたします。（※注限度額は 20 年以上固定。施設衛生維持費は約 2 倍に上昇）

【徳島市担当部課】経済部　農林水産課

1　徳島県内食肉処理施設牛のと畜頭数割合（令和６年度実績）



2　徳島県内食肉処理施設豚のと畜頭数割合（令和６年度実績）



3　県内市内の牛・豚飼養頭数の推移

⑴　牛（肉用牛）

	徳島県内市外		徳島市	
年度	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数
令和２年度	174	22,700	6	826
令和３年度	170	22,500	6	816
令和４年度	170	23,300	6	818
令和５年度	161	22,900	6	756
令和６年度	157	21,900	6	734

⑵　豚

	徳島県内市外		徳島市	
年度	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数
令和２年度	21	42,100	0	0
令和３年度	20	46,500	0	0
令和４年度	18	46,700	0	0
令和５年度	18	45,300	0	0
令和６年度	－	－	0	0

※「広報家畜衛生」、関係機関に聴取等により算出。令和６年度は「畜産統計調査」の豚は調査休止。

徳島県内における徳島市内の飼養頭数の割合は、令和６年度で牛が約３．３％、豚については０％であり、市内産の割合は非常に少ない。

中央卸売市場再整備への支援について

＜県主管部局：農林水産部＞

【要望の趣旨】

生鮮食料品の流通拠点である徳島市中央卸売市場の再整備に対する支援について要望するもの。

現　況

○本市場は徳島県唯一の公設市場である。
○徳島県全域の生産者・消費者を対象とする広域施設である。
　⇒県内で消費される生鮮食料品の大部分を供給
　⇒生産者にとって所得の安定に資する身近な出荷拠点



課　題

●開設５０年以上が経過し、施設・設備の老朽化が著しい上に耐震性能に課題がある。
●時代の要請に応じた機能が十分に備えられていない。

「安全性の確保」及び「市場機能の充実」を図るために、再整備が必要かつ急務である。

●建設場所の確保
●持続可能な市場事業の確立

本市場は徳島県全域の広域的役割を担う施設であるが、市場の再整備については、建設場所をはじめ、多額の事業費や整備後の運営、施設使用料の高騰など多くの課題があり、これまでどおり本市単独で市場事業を継続していくことには限界がある

具体的要望内容

県民・市民への安全安心な生鮮食料品の安定的な供給や、災害時には食料物資の集配拠点となるなど、引き続き、中央卸売市場が基幹的社会インフラとしての役割を果たすため、徳島県全域の生産者・消費者を対象とする広域施設としての機能に鑑み、県においても**応分の負担**をお願いする。

【徳島市担当部課】経済部　中央卸売市場　施設課

徳島市中央卸売市場の概要

○開設年月日

昭和 47 年 11 月 25 日（業務開始：昭和 48 年 2 月 13 日）

○敷地面積

101,597 ㎡

○取扱数量

（単位：ﾄﾝ）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
青果部	64,281	59,974	57,452
水産物部	20,965	17,558	14,683
合計	85,246	77,532	72,135

○市場事業会計決算状況

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
Ⓐ収益的収入	511,213	513,175	539,391
内：使用料収入	368,667	371,488	391,452
ⓐ内：他会計補助金	125,425	126,504	132,792
Ⓑ収益的支出	486,584	485,113	510,723
Ⓒ （Ⓐ－Ⓑ）	24,629	28,062	28,668
（Ⓒ－ⓐ）	▲100,796	▲98,442	▲104,124

《参考》

○徳島県内の生産者・消費者における徳島市・県内その他地域の構成比

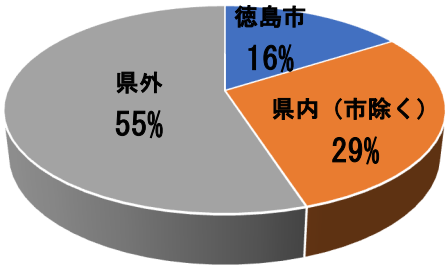
【入荷量比率（R4 調べ）】

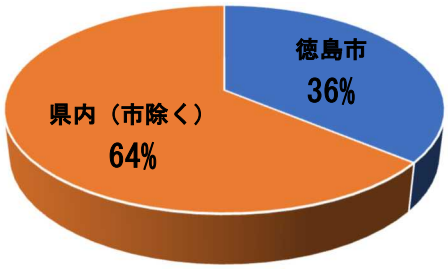
県外	県内(※1)	徳島市
46,939 t	24,614 t	13,579 t

※1 徳島市を除く

【県内人口比率（R6.11.1 現在）】

徳島県(※1)	徳島市
439,492 人	245,282 人





▸ 取扱数量のうち、1/2 程度が県内からの入荷（市内 1/3・市外 2/3）

高規格道路網等の整備促進について

＜県主管部局：県土整備部＞

【要望の趣旨】

本市においては、頻発・激甚化する自然災害から市民の生命と暮らしを守るとともに、人口減少や地域経済の縮小が進む中にあっても、物流・交流を支える基盤を強化し、地域の活力を維持・向上していくことが求められている。

このため、地方創生と国土強靭化を一体的に推進する観点から、高規格道路網等の整備促進について確実な事業の執行を要望するもの。

現　況

○徳島環状道路
⇒徳島市中心部では、国道 11、55、192 号等に交通が集中し、慢性的な渋滞が発生している。

○徳島南部自動車道
⇒徳島 JCT～徳島津田 IC 間は開通しているが、現道区間では津波浸水が想定され、広域道路機能の強化が求められている。

課　題

●徳島環状道路
⇒流入交通の分散による渋滞緩和と、救急活動・日常移動の定時性確保が必要である。

●徳島南部自動車道
⇒緊急輸送道路機能の強化、災害時のリダンダンシー確保、広域アクセス機能の向上が必要である。

地方創生の取組と国土強靭化の一体的推進を図るには、迅速かつ適確な高規格道路網等の整備が必要である

具体的要望内容

次について、特段のご配慮をお願いします。

１．高規格道路網等の整備促進について

⑴**徳島東環状線「末広住吉工区」の整備を推進**すること
⑵徳島西環状線「国府藍住工区」の整備を推進すること
⑶**徳島南部自動車道「徳島津田 IC～小松島 IC 間」の整備促進を図る**こと

２．周辺対策事業の推進に係る県市連携について

徳島南部自動車道「徳島津田 IC～小松島 IC 間」の整備に伴う大原地区の周辺対策事業について、**地元調整や関係機関協議を円滑に進めるため、本市と引き続き連携し、事業推進を図ること**

【徳島市担当部課】都市建設部　道路建設課

徳島環状道路と徳島南部自動車道の整備促進

市中心部の渋滞緩和と、防災・広域連携を支える道路機能の強化

徳島環状道路

現状：市中心部に交通が集中し、慢性的な渋滞が発生
課題：渋滞緩和と移動の定時性・速達性の向上

▼四国内でも交通量の多い箇所が徳島市に集中

四国内の交通量上位10地点(R3)

	平日24時間 交通量(台/日)
①国道11号(徳島市東吉野町)	57,963
②国道11号(徳島市北常三島町)	51,799
③国道11号(徳島市川内町鶴島)	51,556
④国道55号(徳島市八万町大野)	50,383
⑤国道11号(高松市田村)	49,028
⑥愛媛県道松山空港線	49,025
⑦国道11号(徳島市本町)	48,608
⑧国道11号(徳島市本町)	47,977
⑨国道11号(高松市太田下町)	47,929
⑩国道55号(徳島市八万町大野)	47,336

出典：令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査

徳島市中心部の国道に交通が集中


国道11号（徳島市徳島本町）


国道192号（徳島市徳島町城内）

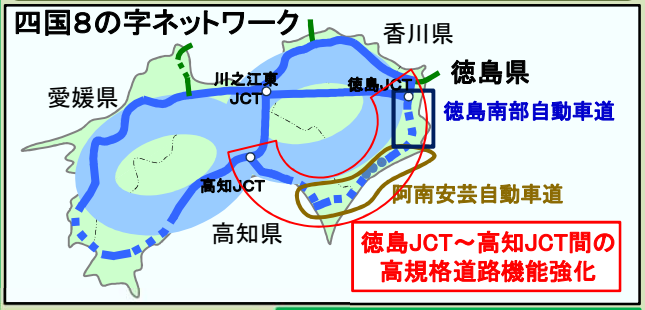
期待される整備効果

- 流入交通の分散による国道渋滞の緩和
- 救急活動・日常移動の定時性の確保
- 交通事故リスクの低減

徳島南部自動車道

現状：一部開通済みであるが、徳島津田IC以南の整備が必要
課題：救急搬送・緊急輸送道路機能の強化
災害時のリダンダンシーの確保
広域連携を支える道路機能の強化

四国8の字ネットワークを構成する高規格道路機能の充実



期待される整備効果

- 救急搬送時の走行性向上
- 津波浸水しない信頼性の高い緊急輸送道路と災害時のリダンダンシーの充実
- 徳島市の拠点性向上による持続可能な地域経済の活性化

地方創生と国土強靱化の一体推進



県市連携による徳島環状道路及び徳島南部自動車道の整備促進を

県施行による一般道路事業の推進について

＜ 県主管部局：県土整備部 ＞

【要望の趣旨】

本市と隣接市町村を結ぶ主要幹線道路の渋滞緩和や安全で安心な道路環境を確保するため、早期に道路の拡幅や施設整備の推進について要望するもの。

現　況	課　題
○国道４３８号ほか３路線 自動車等の交通量が多い 局部的に道路幅員が狭小 道路網が不十分	●朝夕のラッシュ時には、交通渋滞が起こりやすく、交通事故も発生しやすい。

交通渋滞の緩和や安全で安心な道路環境を確保する必要がある

具体的要望内容

次の路線の**早急な道路拡幅改良や施設整備の推進**などについて、特段のご配慮をお願いいたします。

１．渋滞緩和のため早期に計画を立て、推進していただきたい路線

⑴国道４３８号のうち城南町１丁目から園瀬橋の間の歩道の新設及び交通安全対策
⑵ 県道神山鮎喰線のうち一宮町東丁から入田町安都真までのバイパス計画等による整備
⇒道路幅員が狭くなっており危険であるため



国道 438 号

２．現在進行中であるが、なお一層推進していただきたい路線

⑴ 県道小松島佐那河内線の拡幅改良整備
⇒道路幅員が狭くなっており危険であるため
⑵ 県道徳島上那賀線のうち飯谷町高良地区の拡幅改良整備
⇒道路幅員が狭くなっており危険であるため



県道小松島佐那河内線

道路用地取得が難航している県事業において、市が積極的に協力することにより事業の推進を図ります。

【徳島市担当部課】都市建設部 道路建設課

重要事項の要望場所図

1.（1）国道438号



徳島市役所

徳島県庁

徳島県土整備事務所

吉野川



1.（2）県道神山鮎喰線



2.（2）県道徳島上那賀線



2.（1）県道小松島佐那河内線



承認番号　平30徳島市指令第127号

県管理河川の治水及び地震・津波対策の促進について

＜県主管部局：県土整備部＞

【要望の趣旨】

台風等による浸水被害や今後想定される南海トラフを震源とした地震による津波被害の軽減を図るため、徳島市内の県管理河川における必要な対策の事業促進について、要望するもの。

現　況

○園瀬川
⇒改修工事が進んでいるが、無堤防地区が解消されていない。
○多々羅川
⇒河道拡幅等の未整備箇所が多く残っている。
○勝浦川
⇒堤防の地震・津波対策が必要である。
○飯尾川
⇒河川改修が必要である。

課　題

●大規模な台風やゲリラ豪雨の発生時には、流域で河川が氾濫し、甚大な被害が発生することが懸念される。
●南海トラフを震源とした地震で河川管理施設が損傷した場合、津波等による二次被害が懸念される。



【園瀬川】川西地区の堤防整備の促進

市民の安全かつ安心な生活を確保するための対策が必要である

具体的要望内容

徳島市では、流域治水を推進しており、県においても管理河川における治水や地震・津波対策の計画的な整備促進に向け、予算枠の拡大と未整備箇所の事業促進について、特段のご配慮をお願いします。

1．園瀬川　　川西地区・明善地区の堤防整備、新貝地区・寺山地区並びに法花地区の堤防強化対策、昭和地区の老朽化対策の促進
2．多々羅川　河川改修の促進
3．勝浦川　　堤防の地震・津波対策の促進
4．飯尾川　　西大堀川の河川改修の促進
　　加減堰左岸側の撤去は下流部の流下能力に応じたものにすること

用地取得が難航している県事業において、市が積極的に協力することにより事業の推進を図ります。

【徳島市担当部課】都市建設部　河川水路課

園瀬川・多々羅川・勝浦川
要望箇所　位置図

❶ 園瀬川
- 川西地区・明善地区の堤防整備
- 新貝地区・寺山地区並びに
  法花地区の堤防強化対策
- 昭和地区の老朽化対策



❸勝浦川：堤防の地震・津波対策の促進



❹ 飯尾川　概要図



小中学校運営にかかる予算措置の拡充等について

＜県主管部局：教育委員会＞

【要望の趣旨】

教員の働き方改革や外国人児童生徒等の増加に対応し、安定的な学校運営を行うために、県の補助事業等に係る制度の見直しや予算措置の拡充等を要望するもの。

現　況	課　題
○外国人児童生徒等の支援 公立学校の外国人児童生徒数は年々増加傾向で、滞在期間も長期化しており、日本語支援員のニーズは高まっている。 ○教員の業務負担軽減 R7 は、教員業務支援員を 41 校に配置（国制度設計上、実施主体は県、負担割合は国 1/3、県 2/3 のところ、現状は市が実施主体、財源の 1/3 は市負担）。 ○学習環境の充実 学習指導員（令和 6 年度から市事業）を 35 校に配置（国 1/3、県 2/3）	●外国人児童生徒等の支援 例年、日本語支援員派遣にかかる県補助金の交付額と必要額に乖離があり、十分な支援が困難。 ●教員の業務負担軽減 教員業務支援員については、国の制度設計よりも市町村の負担が大きい。 ●学習環境の充実 学習指導員については、要望額と交付額に大きな乖離があり、十分な活動人数及び時間数の確保等が困難。

環境の変化に対応し、充実した学校教育を進めるためには、予算措置の拡充等が必要

具体的要望内容

小中学校運営にかかる予算措置の拡充等について、特段のご配慮をお願いします。

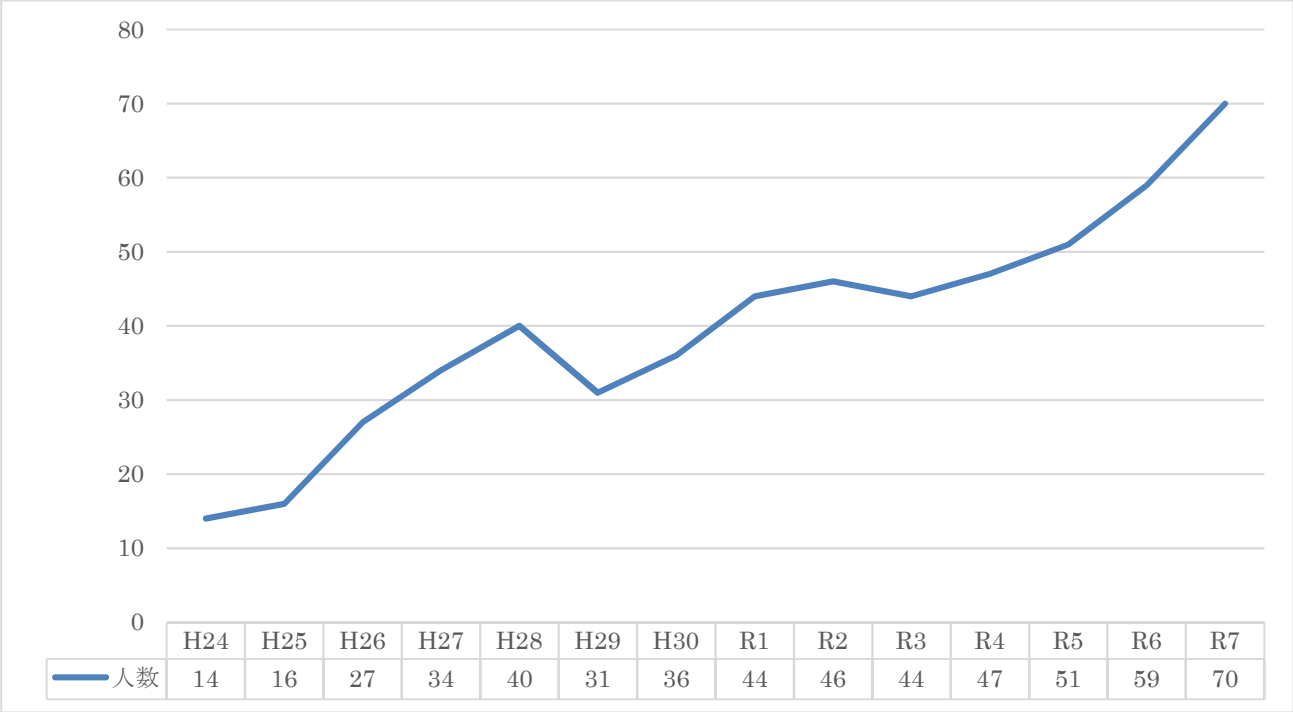
1．帰国・外国人児童生徒トータルサポート事業（日本語支援員派遣）にかかる支援回数の上限及び県補助金の予算額の拡充並びに国予算への要望活動等の働きかけ。

2．徳島県教員業務支援員配置促進事業にかかる、**国の制度設計に合わせた負担割合の見直し**及び県予算額の拡充並びに国予算への要望活動等の働きかけ。

3．徳島県学習指導員配置支援事業にかかる県予算額の拡充及び国予算への要望活動等の働きかけ。

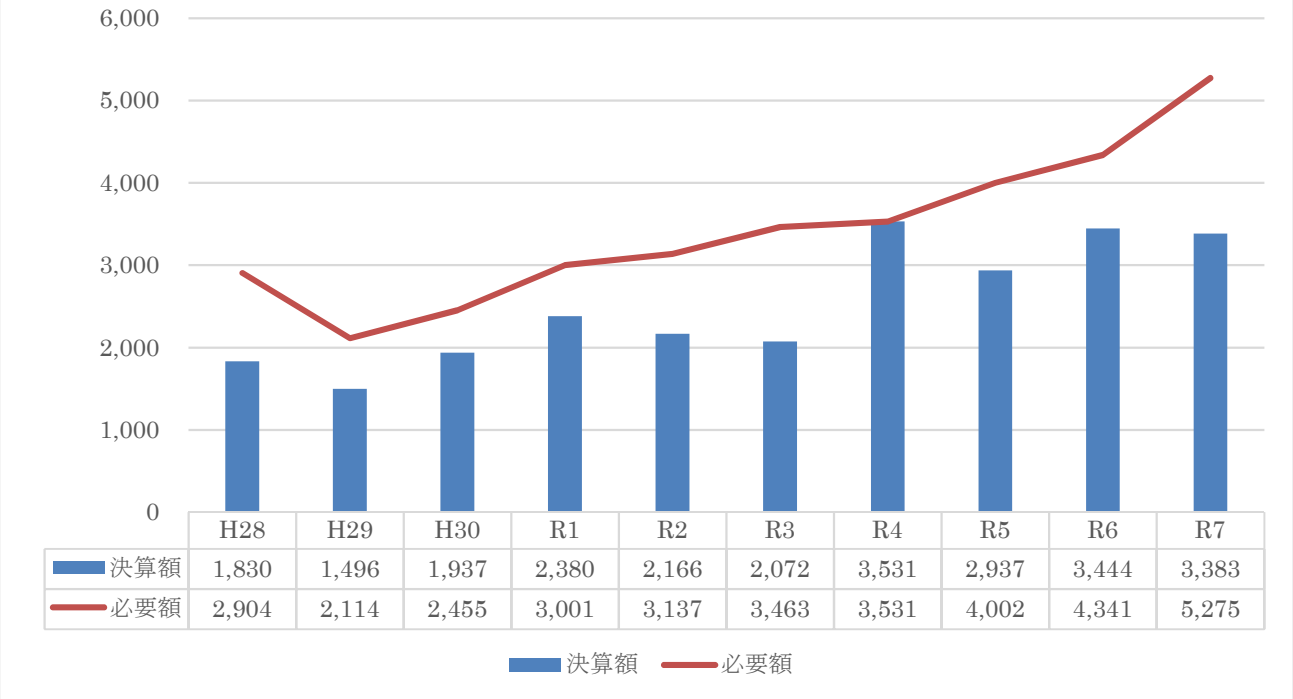
【徳島市担当部課】教育委員会　学校教育課

○　日本語支援員による指導を受けた児童生徒数の推移



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人数	14	16	27	34	40	31	36	44	46	44	47	51	59	70

○　日本語支援員派遣事業にかかる決算状況と本来の必要額



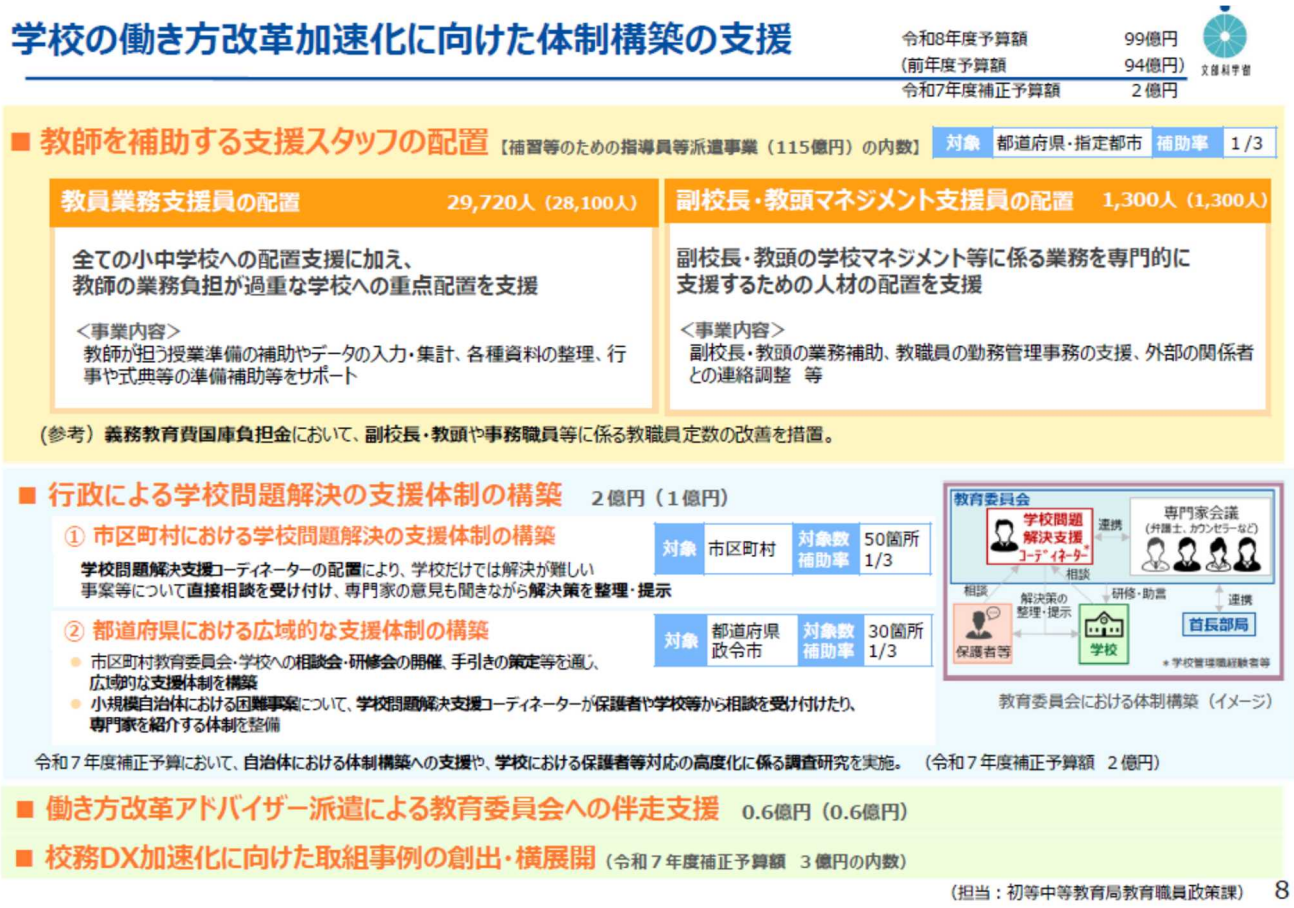
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
決算額	1,830	1,496	1,937	2,380	2,166	2,072	3,531	2,937	3,444	3,383
必要額	2,904	2,114	2,455	3,001	3,137	3,463	3,531	4,002	4,341	5,275

※負担割合…R2 以前：県 1/2、市 1/2　R3 以降：国・県 2/3、市 1/3

※R4 は県からの補助内示額が 120 万円（事業費の 1/3）程度だったため、市判断で地方創生臨時交付金を財源に活用。

※R7 は必要額と県からの内示額（1,392 千円の不足）。

○　文部科学省令和８年度予算内容



当該事業は、国の制度設計によれば、本事業の実施主体は都道府県（・指定都市）であり、事業費の負担割合は、国 1/3、都道府県（・指定都市）2/3 とされているものの、本市における財源は、事業費の 2/3 を県補助金（国 2/9、県 4/9）、1/3 を市負担にて対応している。

令和７年度において、当該事業における県の負担割合の変更はない。

教員業務支援員の配置要望は年々増加しており、負担割合を国の制度設計に合わせることで、自治体の財政基盤にかかわらず、安定的な事業の拡充が可能となる。

【教員業務支援員配置促進事業の実施主体と市負担の有無について】

（令和６年４月調査）

全国 46 都道府県の県庁所在市等（県庁所在市が指定都市の場合は類似団体、類似団体がない場合は指定都市に次ぐ規模の市）を対象に調査を実施。回答のあった４０市のうち、実施主体について、「都道府県」と回答した市が２０市、「市町村」と回答した市が２０市、負担割合については「市負担なし」と回答した市が２５市、「市負担あり」と回答した市が１５市であり、「市負担あり」と回答した市のうち６市が「県に対し改善要望を行っている」とのことだった。

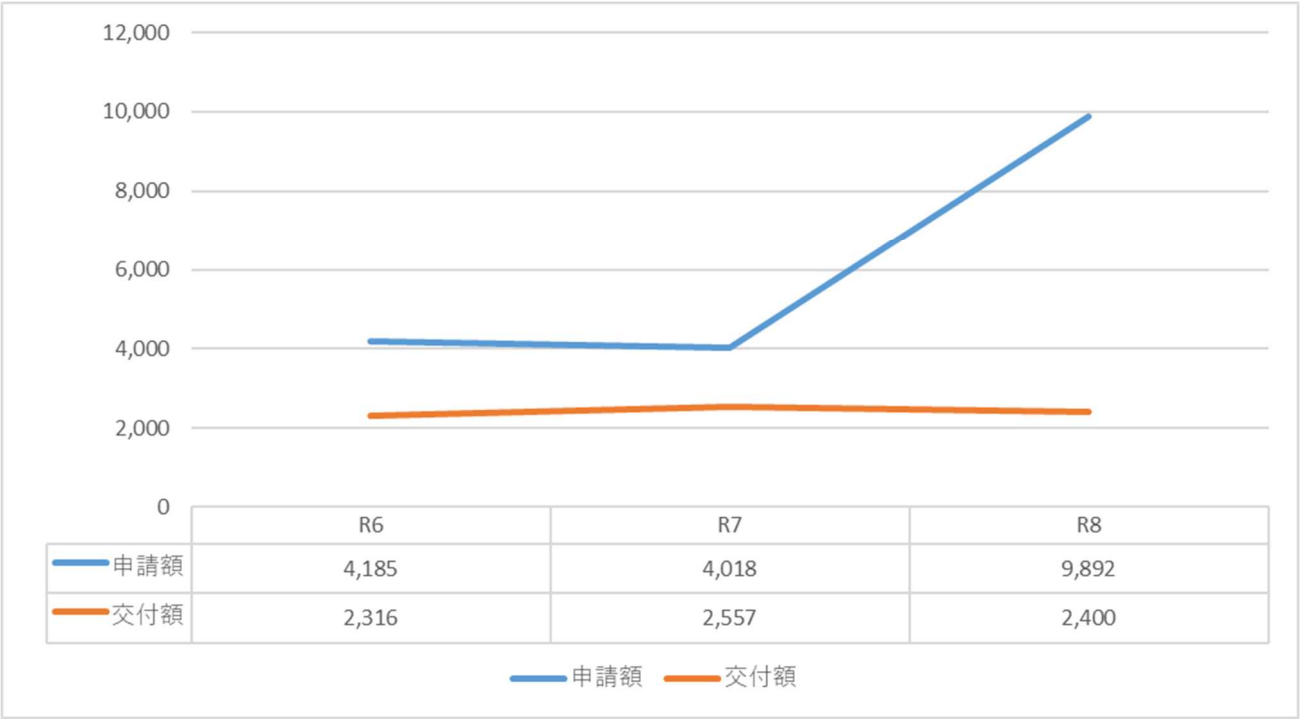
○　学習指導員（学びサポーター）派遣人数及び派遣校の推移



	R3	R4	R5	R6	R7	R8
人数	26	38	37	32	34	35
校数	20	29	33	33	35	38

※令和６年度から市事業（令和５年度まで県事業）

○　学習指導員派遣事業にかかる申請額及び交付額の推移



	R6	R7	R8
申請額	4,185	4,018	9,892
交付額	2,316	2,557	2,400

※令和８年度において、新たに学力向上推進コーディネーターを配置したため申請額が増となった。
※Ｒ８は必要額と県からの内示額（7,492 千円の不足）。

不登校児童生徒等への支援について

＜県主管部局：教育委員会・こども未来部＞

【要望の趣旨】

不登校児童生徒に対する教育機会の確保及び不登校の未然防止のため、校内教育支援センター（SSR）の設置支援及びフリースクール等の学校以外の場における多様な学習活動への経済的支援について要望するもの。

現　況

○令和７年度の徳島県における校内教育支援センター（SSR）の設置率は 45.1％で、全国平均 58.7％に及んでいない。

○フリースクール等について、設置者または利用者への支援が全国的に広がりつつあるが、徳島県においては現在のところ支援制度はない。

課　題

●不登校児童生徒数は年々増加しているが、学びの場の確保や学びたいと思った時に学べる環境の整備が不十分。

●多様な学びの場、居場所の確保のため、フリースクール等民間施設の活用にあたり、設置者の運営面における費用負担及び利用者の経済的負担が大きい。

不登校の未然防止並びに不登校児童生徒の学びの場の確保及び環境整備が必要

具体的要望内容

校内教育支援センター（SSR）の設置支援やフリースクール等民間施設の設置者及び利用者への多様な支援について、特段のご配慮をお願いします。

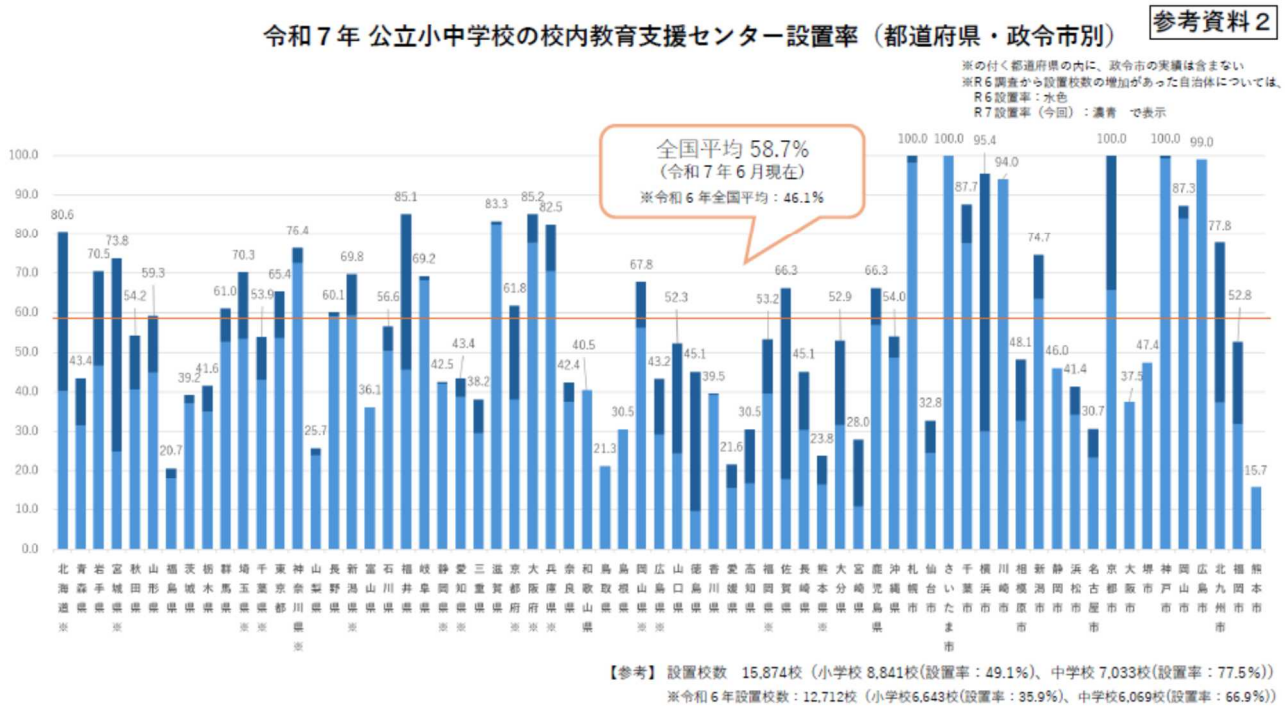
１．現在、実施している**校内教育支援センター設置モデル事業の制度化及び拡充。**

２．フリースクール等民間施設の活用にあたり、当該施設設置者及びその利用者への**財政的支援制度の創設、並びに支援の対象施設の選定に関する県の統一的な管理審査基準の策定及び施設審査の実施。**

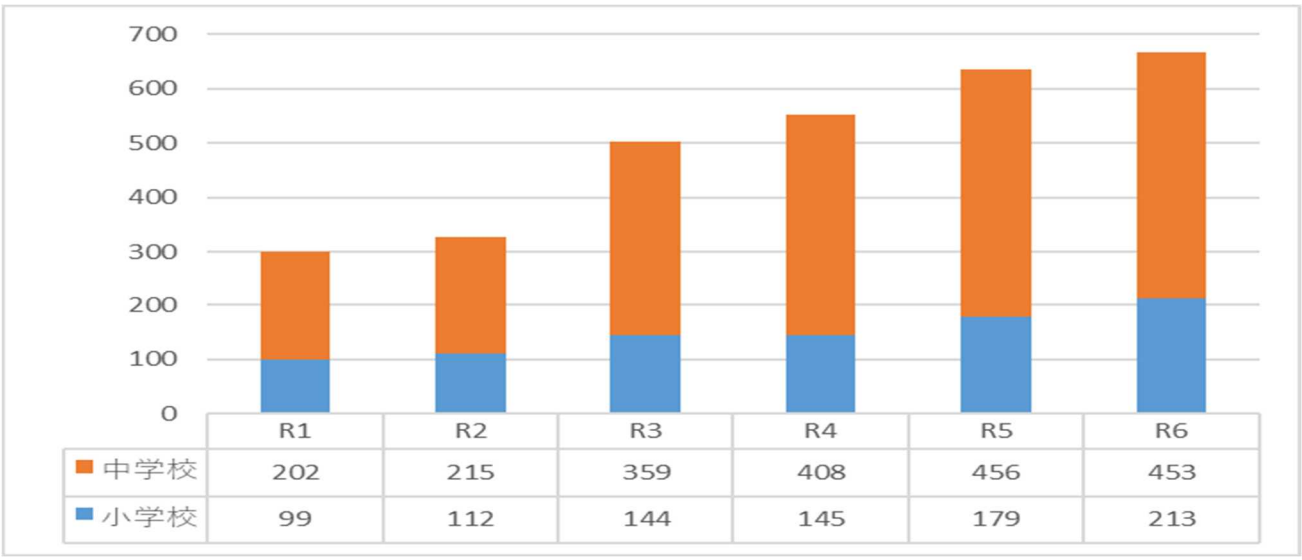
【徳島市担当部課】教育委員会学校教育課・教育研究所

○　令和７年度公立小中学校校内教育支援センター設置率

参考資料２

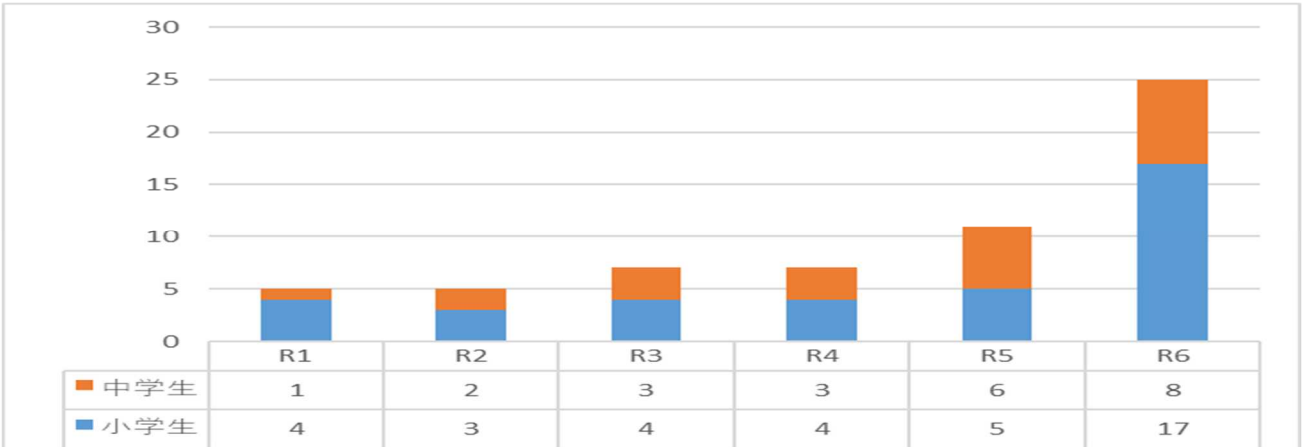


○　徳島市の不登校児童生徒数の推移



	R1	R2	R3	R4	R5	R6
中学校	202	215	359	408	456	453
小学校	99	112	144	145	179	213

○　不登校児童生徒のうちフリースクール等民間施設利用者数



	R1	R2	R3	R4	R5	R6
中学生	1	2	3	3	6	8
小学生	4	3	4	4	5	17

障害児通所給付費等及び障害者自立支援給付費等県負担金の返還金に関する取扱いの見直しについて

＜県主管部局：保健福祉部＞

【要望の趣旨】

障害児通所給付費等・障害者自立支援給付費等県負担金について、不正等を行った事業者からの未徴収金について、納付の有無に係わらず、県へ負担金を返還しなければならないため、この制度の見直しについて要望するもの。

現　況	課　題
○障害児通所給付費・措置費で必要な人員を配置せず、約3.2億円の返還請求が生じたが、事業者が破産申し立て手続きをしており、資力不足により、未徴収額が発生する可能性が高い。	●障害児通所給付費等・障害者自立支援給付費等県負担金について、事業者の不正受給等が判明した際は、都道府県から交付を受けた負担金を返還することとされており、事業者からの返還金が徴収困難な場合は、結果として市町村が負担することとなっている。

不正請求による給付費等の返還金の徴収が困難な場合、県の負担分を市町村が負担しなければならない制度を見直す必要がある

具体的要望内容

下記の事項について、特段のご配慮をお願いします。

障害児通所給付費等県負担金における、返還金の未徴収額について、事業者から返還金の徴収が不納となる、**やむを得ない事情があると認める場合には、国及び県への負担金の返還が免除されるなど、必要な制度改正について、国に対して要望を行うことを要望します。**

また、障害者自立支援給付費等県負担金についても、同様の事例が起こり得るため、当該事業についても同様の制度改正を国に対して要望を行うことを要望します。

【徳島市担当部課】健康福祉部　障害福祉課

障害児通所支援事業所不正請求金額
約３億１千７００万円

市から法人へ給付費の返還通知
不正請求額に加算金４０％を追加した約４億４千３百万円を返還請求

県への負担金の返還（不正請求額分）
（県）１／４　　約７千９百万円

法人が破産申し立て
返還請求金額の回収が困難であることが見込まれる

返還金の回収ができない場合
実質市町村が県負担金分（１／４）を負担


SDGs
未来都市
徳島市